

【様式編】

社会福祉施設用

土砂災害時の避難確保計画

兼 非常災害対策計画（土砂災害部分）

【施設名： 】

平成 年 月 日 作成

本計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づく土砂災害に関する避難確保計画及び以下の厚生労働省通知に基づく非常災害対策計画のうち土砂災害に係る部分を網羅したものである。

- ・ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(平成28年9月9日付け老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
- ・ 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(平成28年9月9日付け障障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

様式編 目 次

市に提出

1	目的	1	様式 1
2	防災体制に関する事項	2	様式 2
3	避難誘導に関する事項	5	様式 3
4	避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	7	様式 4
5	防災教育及び訓練の実施に関する事項	8	様式 5
	施設内掲示用 避難確保計画イメージ	9	別 紙

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要であるが作成が必要なもの。

6	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	様式 6
7	施設利用者緊急連絡先一覧表	11	様式 7
8	緊急連絡網（従業員用等）	12	様式 8
9	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	様式 9
10	対応別避難誘導方法一覧表	13	様式 10
11	防災体制一覧表	14	様式 11

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、〇〇施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〇〇施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【〇〇施設の状況】

平日：利用者 ○名、施設職員 ○名（夜間：利用者 ○名、施設職員 ○名）

休日：利用者 ○名、施設職員 ○名

【施設の立地条件】（盛岡市防災マップで確認。該当する区分に○を記入。）

	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	上記以外

・土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域の場合、土砂災害危険箇所の種類。

	土石流
	急傾斜
	地すべり

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

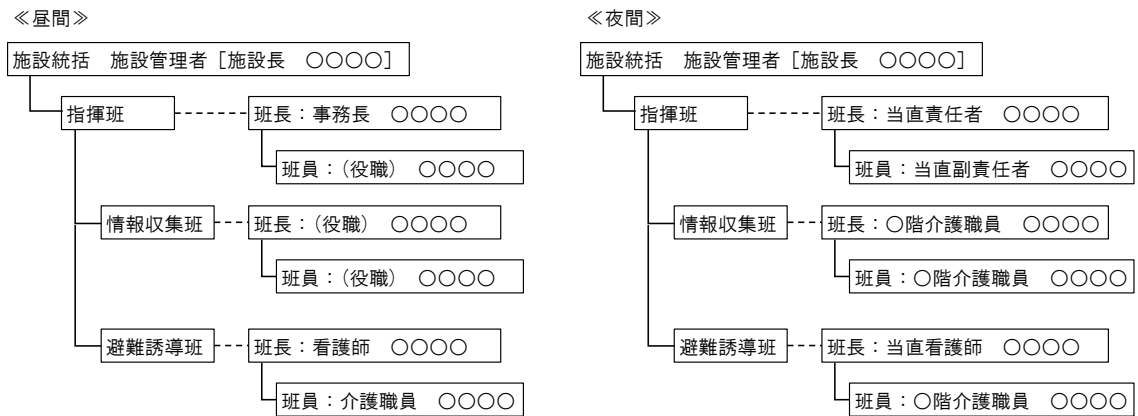


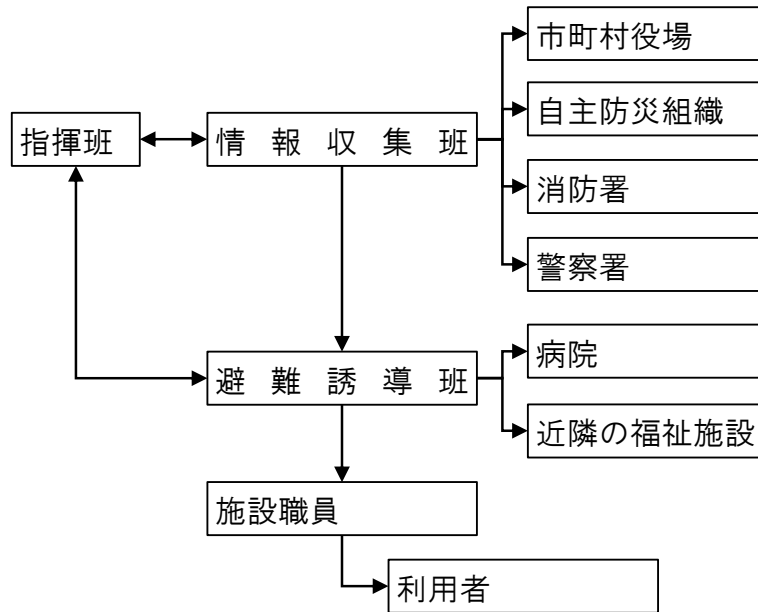
図-〇 職員の役割分担

3) 参集基準

表〇 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

4) 連絡網



図○ 緊急時連絡網

5) 関係機関緊急連絡先

表○ 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	盛岡市役所（福祉担当）課				
	盛岡市役所（防災担当）課				
	〇〇消防署・消防分署				
	〇〇警察署・交番・駐在所				
協力機関	〇〇地区	地区長			
	〇〇防災会	防災会長			
	〇〇病院				
	〇〇協力施設				
	〇〇施設				
ライフライン	電気	東北電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇会社			
	水道	盛岡市上下水道局			
	通信	NTT 東日本〇〇営業所			

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表○ 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急)等 ・災害発生情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等

表○ 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象 情報	担当者	伝達 手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	市役所(防災担当)、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	市役所(防災担当)、消防等
避難準備 等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市役所(福祉担当、防災担当)、消防等
避難開始 等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市役所(福祉担当、防災担当)、消防等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

〇〇指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所〇〇に待避する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設の〇〇室へ避難誘導する。

2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

3) 避難方法

① 〇〇指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ 〇〇指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。

車による移動：車両〇台（利用者〇名、施設職員〇名）

- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・ 施設の〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。
(経路図は、別添図のとおり)

② 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
- ・ 停電時にはエレベータ停止することに留意する。
(経路図は、別添図のとおり)

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・ ○○避難場所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・ ○○避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表○に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表○ 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、避難車、大人用紙おむつ、常備薬 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

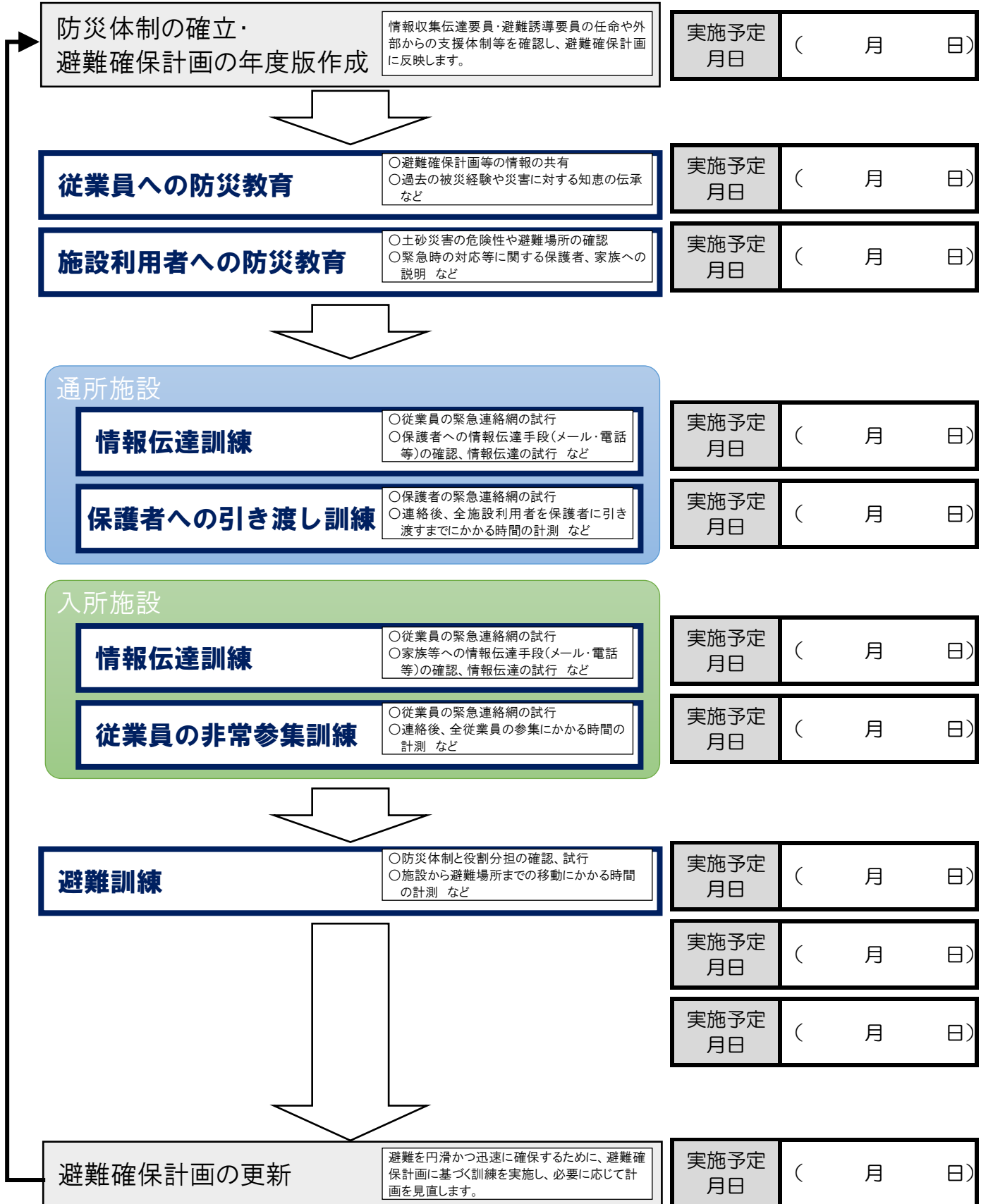
- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

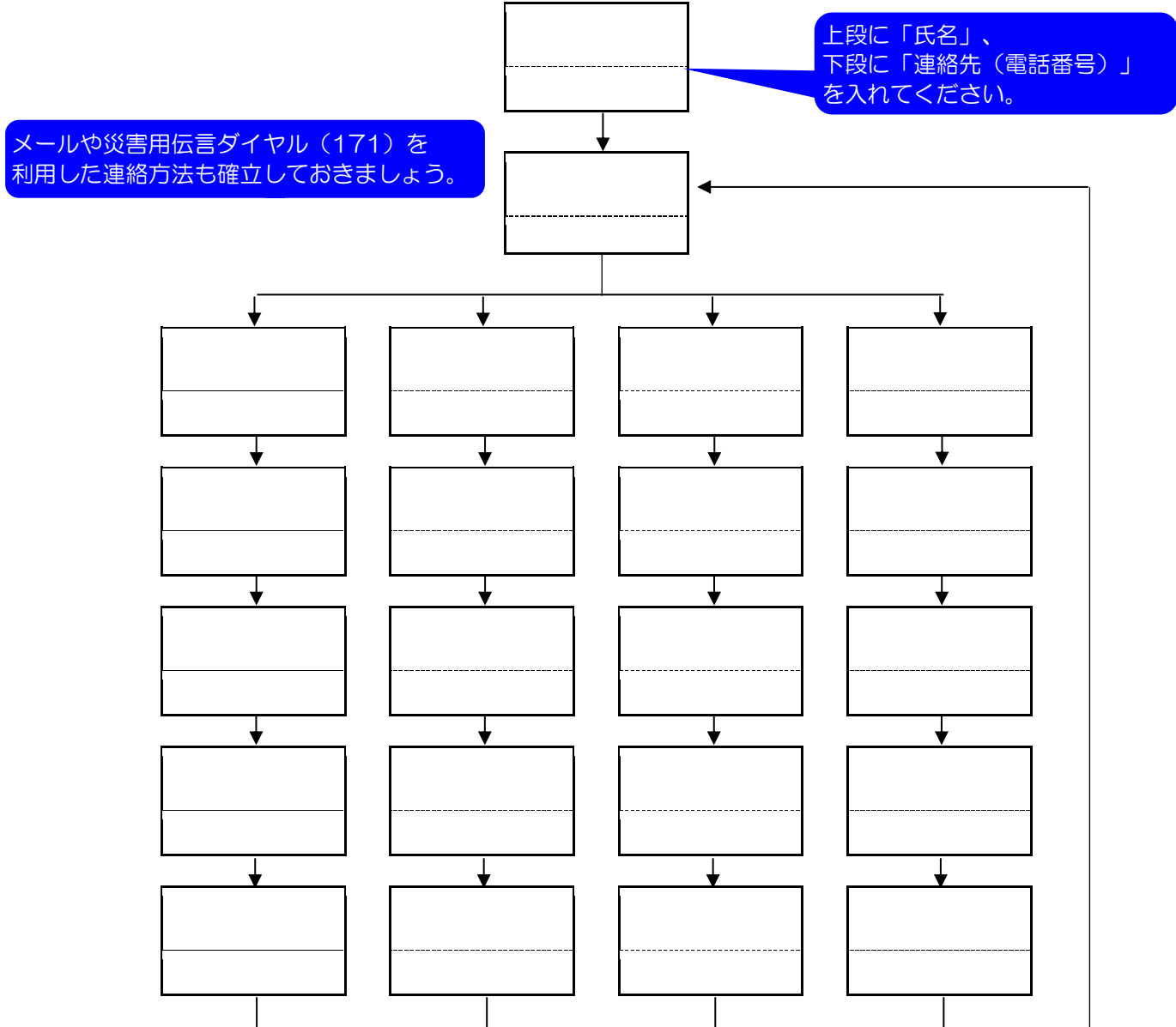
訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね〇回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

6 防災教育及び訓練の年間計画作成例



8 緊急連絡網（従業員用等）



9 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市（防災担当）					
市（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

11 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 ()名	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 ()名	
	・	
	・	
	・	